

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部助成（前期分）

人と動物との調和のとれた共生社会の実現と快適な生活環境を保持するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた市民の方を対象に、手術費用の一部を補助します。



- | | |
|--------------|--|
| 助成対象者 | 市内に住所を有する個人、または自治会などの団体 |
| 助成対象猫 | 市内に生息する飼い主のいない猫のうち、4月1日から8月31日の期間に不妊または去勢手術を受けさせた猫（再手術防止措置として片耳Vカットなどを行っていること。またカット前と後の猫の写真および動物病院の手術費領収書の提出が必要） |
| 助成頭数 | 申請の上限／個人（1世帯につき）5匹、団体10匹まで |
| 助成額 | 1匹につき上限10,000円（メス・オスとも） |
| 申請期間 | 5月20日（水）～9月10日（木） |
| 受付場所 | 保健センター（宝田町荒井6番地1） |
| 申請方法 | 所定の申請用紙（保健センター、市役所1階ロビー、各支所、各住民センターおよび公民館などに備え付け、または市ホームページからダウンロード）に、必要事項を記入のうえ、保健センターに提出してください。その際、片耳Vカットなど措置の前と後の猫の写真および動物病院の領収書も添付ください。 |
| 交付決定 | 書類審査または審査と抽選により9月中旬に交付決定し、交付の可否について申請者に通知します。
（受付期間内の申請総額が助成予算内であった場合は審査のみで決定し、予算を超える申請があった場合は審査と抽選により決定します）
※助成金の交付は予算の範囲内で行うため、申請多数によりすべての猫に交付できない場合がある旨をあらかじめご了承ください。 |
| その他 | (1) 誤って飼い猫を手術することがないように、対象となる猫が生息する地域の住民への聴き取りや首輪の確認などを、事前にしっかりと行ってください。
(2) 令和8年度の本助成は、前期と後期に分けて実施します。後期の助成は9月中旬から受付開始予定です。
(3) 本助成とは別に「飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費用の一部助成」は10月から受付開始予定です。 |

問い合わせ 保健センター ☎ 22-1590